

佐賀大学附属図書館図書除籍要領

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要領は、国立大学法人佐賀大学図書管理規程（平成16年4月1日制定。以下「管理規程」という。）第13条第2項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館（以下「図書館」という。）の図書の除籍に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書 管理規程第2条及び第3条に規定された図書をいう
- (2) 除籍 図書を、管理規程第8条第2項に定める図書管理台帳（以下「管理台帳」という。）から除外することをいう
- (3) 大学教員 国立大学法人佐賀大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）第2条に定める大学教員をいう

(除籍の基準)

第3 図書館長は、図書のうち次の各号のいずれかに該当するものは、除籍対象図書とすることができる。

- (1) 所在不明となつてから3年が経過したもの
- (2) 破損及び汚損が著しいもの
- (3) 重複図書の数量是正によるもの
- (4) 大学教員の退職に伴い、他機関への譲渡を認められたもの
- (5) 内容が逐次改訂され、又は改版等により利用価値を失い、保存の必要がないと認められたもの
- (6) 年月の経過により利用価値を失い、保存の必要がないと認められたもの
- (7) 本学から電子ジャーナル等において無償（買い切りを含む。）で利用可能であり、かつ、出版社または国立情報学研究所等の機関においてアーカイブが保障されたもの
- (8) 返却された研究室貸出図書で、返却した教員（研究室）により除籍が適当と判断されたもの
- (9) その他図書館長が適当と認めたもの

2 前項第4号の譲渡の取扱いについては、別に定める。

3 第3第1項第5号から第8号までの規定により新たに除籍対象図書になった場合、図書館長は、対象とする図書のリストを図書館ホームページにおいて、2週間学内に公示し、除籍について異議がある者は、公示期間内に図書館長に書面で申し出る。この場合において、図書館長は、当該申出があつた図書を除籍対象図書から除外するものとする。

(除籍の決定)

第4 図書館長は、本館にあつては、図書館運営委員会の、医学分館にあつては、図書館医学分館運営委員会の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

(寄贈)

第5 除籍を決定した図書のうち、必要と認められる場合は、寄贈することができる。

(除籍及び除却)

第6 除籍が決定した図書は、速やかに管理台帳から除外するとともに、管理規程第13条に定めるところにより、除却を行うものとする。

(処分)

第7 除籍した図書は、蔵書印及び管理番号を抹消し、図書館長の決裁により、次の各号のいずれかにより処分するものとする。

(1) 売却

(2) 廃棄

(3) 譲渡

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月23日から施行する。